

# 公害防除特別土地改良事業

## 1. 趣 旨

事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌またはかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されること、農作物等の生育が阻害されることなどを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持および農業経営の安定を図る。

## 2. 事業内容

- (1) 農用地の土壌の汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の施設の新設、管理又は変更
  - ・水源を転換するためのダム、頭首工などの新設又は改修
  - ・かんがい用排水を分離するための施設などの新設又は改修等
  - ・中和施設、汚水処理施設の新設又は改修
- (2) 農用地の土壌の汚染を除去するための客土その他の事業
  - ・客土、排土、区画整理、混層耕等
- (3) 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業
  - ・代替用地の造成又は地目変換の事業
- (4) 農用地の土壌の汚染を除去するため、農村振興局長が別に定める事業
  - ・先導的モデル事業

## 3. 採択基準等

### (1) 対象地域

- 1) 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域及び農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域で、一体として施工することが必要と認められる地域
- 2) 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、もしくは生育が阻害され、またはそれらのおそれが著しいと認められる場合
- 3) カドミウム環境汚染要観察地域等であって、土壌汚染対策を講ずる必要があると認められる地域
- 4) 1)～3)と併せ行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当な農業用排水、ほ場整備などの受益となる地域

### (2) 受益面積

県 営 事 業：おおむね20ha以上、市町村営事業：おおむね10ha以上

### (3) 国庫補助率

事 業 内 容	県営	団体営
1) 農用地土壌汚染対策地域において行うかんがい排水施設の整備、客土などの事業	55%	55%
2) 水質の汚濁による被害を防止するための事業	55%	55%
3) カドミウム環境汚染要観察地域等であって、農用地の土壌汚染による被害を防止する事業	(55%) 50%	(55%) 50%
4) 1)～3)までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要な事業	それぞれの事業に定める補助率	

注 3) ( ) 内は農業用排水施設などに係る場合、下段は農用地に係る場合

## 4. 平成19年度概算決定額

1,595,000(1,200,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

